

貿易関係証明マニュアルの主な改訂内容

背景：経済のグローバル化が急速に進展、アジア諸国あるいは中東諸国向けなど貿易関係証明書の主たる対象国より、原産地証明書の趣旨に合致しない文言や表記の記載の要請が強まったために「マニュアル」の抜本的な見直しが急務となりました。

①訂正に関して 1申請あたり3か所以内（1か所も認めない国も有ります。要注意）

②中古建機の製造年の記載を禁止【マレーシア・バングラデシュ向け】

2010年1月1日より中古建機等（該当26種）について

製造年の記載を一切認めない（記載を必要とする場合は別途書式が必要）

③再輸出・積戻し・仲介貿易の必要書類

種類	概要		必要な添付書類
再輸出	海外産品を日本に輸入、国内在庫であるが、原産性は不変として、第3国へ輸出		「ア及びイ」のみで可その他は必要に応じて
積戻し	日本に輸入するも保税状態で保管した後、輸入元国もしくは第3国に輸出		「ウ、カ、ク、ケ」のいずれか
仲介貿易	輸出品は日本以外のA国からB国へ移動取引関係から日本で外国原産地証明取得		「ウ」は必須 その他は必要に応じて
	書類の名称		書類の名称
ア	国内収集経路説明書	イ	輸入元販売証明書
ウ	海外公的機関発行の原産地証明書	エ	海外での船積証明書（B/Lなど）
オ	輸入申告書（I/D）	カ	輸入時のインボイス
キ	輸出申告書（E/D）	ク	積戻し許可通知書
ケ	原産国表示のある蔵入承認申請書		

④金額の記載は一切出来ません 金額・品質など原産性に影響しない内容の記載は出来ません。(例外有り)

⑤ヨーロッパ諸国向けの繊維製品の原産地証明の申請に、追加書類として誓約書が必要となります。

⑥原産基地規則について 資料1を参照して下さい。

* 発給者向け改訂版マニュアルは平成22年2月末より販売しております。

* 資料2:原産地証明書の審査ポイント は参考にして下さい。

お 願 い

大変恐縮ではございますが、原産地証明発給業務の件数がお陰様で増えてまいりました。即日発給が難しくお客様にはご迷惑をお掛けすることが生じるため、事前(前日16:00まで)に書類をFAXにてお送り頂き確認を必ず済ませて発給にお越しいただくようお願い申し上げます。また、通常発給時間は下記のとおりです。

発給時間 9:30～16:00まで

原産地証明発給に関するお問い合わせは

業務部：木村・秋山・小野・湊上 までお願いします。

電話 042(623)6311

FAX 042(626)8138

原産地規則について

○ 輸出される産品の原産性を判断する基準

○ 判断基準の基礎

- 完全生産品（農水産品、鉱物などのみが対象）
- 原産材料のみから生産される産品（原料、部品が全て日本産）
- 実質的変更基準を満たす産品

関税番号変更基準（HS : Harmonized System = 関税番号）

 CTC 基準：関税番号が一定レベル以上に変更することで、
 原産性を評価し得る付加価値を認める方式
 原則として「モノ」の物理的な変化の側面を重視

付加価値基準（VA、RVC 基準）

$$\frac{\text{FOB} - \text{VNM (非原産材料価格)}}{\text{FOB}} \times 100(\%)$$

FOB

 この比率が一定水準（50%以上が一般的）を超える場合に、
 原産性を認める。

 但し、完成品の原産性に影響しない軽度な加工等を除く
 （例：希釈、清掃、包装など）

加工工程基準（SP 基準）

 繊維や化学品に適用されることが多い基準。

 一定の加工工程を経ていることを原産性の基礎とする方式。

- 生産国規則：輸出産品が最終的に生産された国を基準とする。
- 積送規則：輸出産品が直送されていることが原則。

【参考文献】

- 『国際経済法(新版)』小室程夫著 東信堂（2007年6月）
- 「日本の原産地規則の概要・比較分析編」上川純史著
- 『貿易と関税』（財）日本関税協会 2006年6月～11月
- 『2009年不公正貿易報告書』経済産業省編（2009年）
- 第9章「原産地規則」

原産地証明書の審査ポイント

<p>1.Exporter (Name, address, country)</p> <p>誰から Who</p>	<p>CERTIFICATE OF ORIGIN</p> <p>issued by</p> <p>The ____ Chamber of Commerce & Industry ____, Japan</p>
<p>2.Consignee (Name, address, country)</p> <p>誰に Whom</p>	<p>ORIGINAL or COPY</p> <p>3.No. and date of Invoice</p> <p>何を根拠に on Which</p> <p>4.Country of Origin</p>
<p>5.Transport Details</p> <p>どの様にして、何処から何処へ</p> <p>How & Where-to-where</p>	<p>6.Remarks</p>
<p>7.Marks, numbers number of kind of packages, description of goods 8.Quantity</p> <p>何を、どれだけ</p> <p>What and How Many</p>	
<p>9.Declaration by the Exporter</p> <p>The undersigned, as an authorized signatory, hereby declares that the above-mentioned goods were produced or manufactured in the country shown in the box 4.</p> <p>Place and Date</p> <p>(Signature)</p> <p>(Name)</p>	<p>10.Certification</p> <p>The undersigned hereby certifies, on the basis of relative invoice and other supporting documents, that the above-mentioned goods originated in the country shown in the box 4. to the best of its knowledge and belief.</p> <p>_____</p> <p>Authorized Signatory</p> <p>Certification No.</p>